

小・中学生の福祉医療費 助成方法が変わります



福祉医療費助成の方法について、壱岐市では**令和7年4月診療分から、現物給付の対象者をこれまでの乳幼児に加え、小・中学生まで拡大します。**

これにより、医療機関窓口での支払いの負担を軽減し、市への給付申請手続きが不要になります（ひとり親家庭の子、障害者医療の対象児童も含まれます。）

手続の仕方

現物給付で受診するには、**「公費負担者番号」が記載された福祉医療費の受給者証を医療機関で提示**してください。

令和7年4月診療分から現物給付の対象となります。

自己負担額

医療機関での負担額は医療機関ごとに、**1日800円、月額上限1,600円まで**となります。

（院外処方箋薬局分は、自己負担0円）

対象者・対象地域

今回の現物給付の拡大は**小・中学生まで**です。高校生は含まれません。また、壱岐市内の医療機関が対象です。

（市外の医療機関は償還払）



福祉医療費受給者証

公費負担者番号 80420102

受給者
記号・番号 壱こー〇〇〇〇〇〇〇〇

受診するには、**公費負担者番号が記載された福祉医療受給者証（オレンジ）**が必要です（新しい受給者証は市より3月頃順次発送）

学校でのケガについてはスポーツ災害の対象となり、福祉医療の適用外となります。受診時に医療機関窓口でお伝えください。

お問い合わせ先

☎ **0920-48-1117**

壱岐市役所 いきいろ子ども未来課



福祉医療費助成制度について

対象者	助成方法	現物給付の対象地域
乳幼児 (0歳～小学校入学前まで)	現物給付	県内の医療機関
小・中学生 (小学1年の4月～中学3年の3月末まで)	現物給付	苓岐市内の医療機関 (接骨院・鍼灸院(柔整)は対象外)
高校生 (16歳になる4月～18歳になる歳の3月末まで)	償還払い	—

※小・中学生には、ひとり親家庭の子、障害者医療の児童も含まれます。

現物給付

医療機関等で、福祉医療費受給者証を提示することで、お支払いが自己負担額までになります。

- 福祉医療費受給者証（公費負担者番号が記載されたもの・市より順次発送します）をお持ちの乳幼児（水色）・小中学生（オレンジ色※令和7年4月より新しくなります）が対象
- 対象医療機関等の窓口で福祉医療費受給者証を提示してください。
- 受給者証を提示しなかったり、対象外の医療機関等で受診した場合など、現物給付による助成が受けられなかった場合は、償還払いにより支給します。令和7年3月以前の古いものは破棄をお願いします。

自己負担額…1医療機関ごとにひと月あたり診療日数が1日の場合800円、2日以上の場合1,600円まで

△院外処方箋の薬局分は、自己負担額は0円

△予防接種や文書料等の自費分は福祉医療助成対象外

△学校でのけが等については「日本スポーツ振興センター災害共済給付」を受けられる場合がありますので、福祉医療費受給者証は使用しないでください。また、その旨、医療機関窓口でお伝えください。

償還払い

保険診療の一部負担金を医療機関の窓口で支払い領収書または証明書と一緒に申請書を市の窓口提出することにより、後日、医療費（保険診療分）から、自己負担額を差し引いた額を口座に振り込みます。

- 領収書を月ごと、医療機関ごとにまとめて、診療月の翌月以降に提出してください。

（月途中の領収書は受理できません。）

- 診療月から5年を過ぎると、時効により申請できなくなるのでご注意ください。

高額療養費について

高額医療分については、現在と同様、福祉医療費助成制度よりも医療保険各法の高額療養費や附加給付等の給付及び他の公費負担制度等が優先します。

高額療養費が発生する場合には、事前に限度額証の手続きをされ、窓口で限度額証をご提示ください。

その他

- 現時点で小・中学生福祉医療費助成制度の受給資格申請を行っていない方につきましては、市より12月中に案内を送付しますので、令和7年3月中までに必ずお手続きをお願いします（資格がない場合、令和7年4月以降に医療機関を受診した場合、現物給付での助成が受けられません）。